

令和元年台風19号等災害に伴う他県への災害ボランティア車両の長野県内の有料道路の無料措置について

令和元年台風15号及び台風 19 号災害に伴い他県への災害ボランティアのために長野県内の下記の有料道路を通行する車両には、無料措置を実施しています。

災害ボランティア車両の無料措置の適用を受けるためには、あらかじめボランティア活動を実施する県の「ボランティア 車両証明書」をダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえ、本証明書を料金所係員にご提出いただく必要があります。（※2019年7月より、手続きが簡素化されています。）

1. 対象となる有料道路

新和田トンネル有料道路 志賀中野有料道路 白馬長野有料道路
五輪大橋有料道路

2. 「ボランティア車両証明書」

NEXCO 東日本 HP に掲載されている該当県の様式をご利用ください。

https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2019/1015/00002625.html

3. 利用方法

(1) 該当県の「ボランティア車両証明書」様式をダウンロード

(2) 往路分、復路分の様式に、様式及び下記記載の注意事項に同意したうえで必要事項を記入

※ 様式中、「高速道路」は「有料道路」に読み替えてください。

また、「利用する道路名及び IC 名」の欄は、「道路名」のみの記入で結構です。

(3) 有料道路を利用（往路）し、料金所で顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、証明書を係員へ提出

(4) ボランティア活動実施

(5) ボランティア活動終了時、災害ボランティアセンター等で証明書に「活動確認」の押印を受ける

(6) 有料道路を利用（復路）し、料金所で顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、証明書を係員へ提出

4. 注意事項

- ・ 災害ボランティア車両の無料措置は、災害ボランティアに従事する方のみが対象です。
- ・ 料金所通行時には、運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類をご提示のうえ、「ボランティア車両証明書」をご提出いただきます。（証明書は、料金所で回収します。）
- ・ 復路をご利用の際は、ボランティア活動終了後に災害ボランティアセンター等で活動確認の押印が必要となります。証明書は料金所で回収されます。往路用と復路用は別々の用紙で印刷してください。
- ・ 証明書に記載いただいた個人情報本措置の管理目的のみに利用し、法令で認められる場合を除き第三者への開示・提供をいたしません。